

訪問看護を受けるには?

ご利用いただける方

病気やけがなどにより、ご家庭内で寝たきりの状態にある方、またはそれに近い状態である方。また、主治医の指示やケアプランで訪問看護が必要とされた方。

訪問看護を受けるには

訪問看護は介護保険・医療保険のどちらも受けることが可能です。なお、訪問看護の開始には主治医の先生から交付される「訪問看護指示書」が必ず必要となります。

お申し込み方法

申請

サービスを利用するには看護が必要な状態であることの認定を受ける必要があります。

必要な書類 介護保険被保険者証

申請する場所 市町村の介護保険課窓口

申請は本人でないとできませんか？

本人、または家族ができない場合は指定居宅介護支援事業者による申請代行サービスもあります。

訪問調査

訪問調査を受ける
調査員が家庭を訪問し、心身の状態などを調査します

主治医意見書

主治医の意見書を提出
申請時に指定した主治医が、意見書を書きます。

介護認定審査会

訪問調査の結果と主治医の意見書に基づき、介護認定審査会で、どれくらいの介護を必要とするか判定します。

看護サービス利用開始

サービス事業者と契約をします
看護サービス利用料の自己負担は、看護を受けた費用の1割、または2割です。特別養護老人ホーム等の施設介護サービスでは、居住費、食費なども自己負担になります。

看護サービス開始後

- 介護保険の申請をして利用できるのは、原則申請から6ヶ月となります。
- 引き続き看護サービスを利用したい場合は、有効期限満了の60日前から満了日までの間に、自治体窓口で更新申請を行います。
- 改めて、調査・審査が行われ、介護認定されます。
- この更新の際、身体状況に変化があり、介護度が変わった方は、新しいケアプランが作成され、サービス内容が変わることになります。

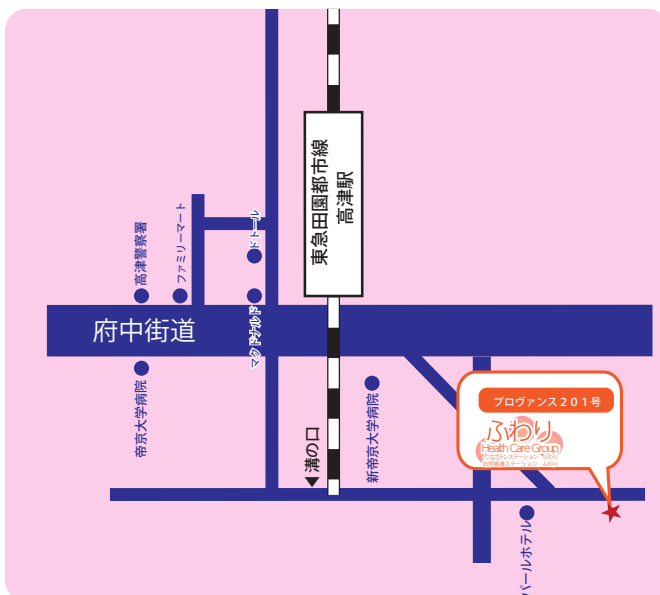
FUWARI Health Care Group

併設サービス ケアプランステーション ふわり

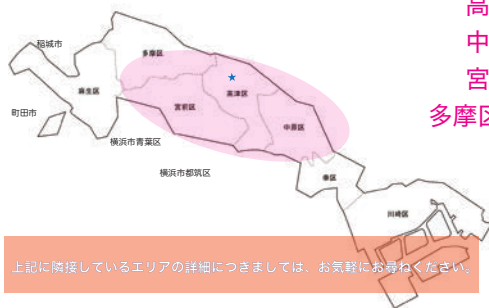
介護保険指定事業者番号 1475301980
指定特定相談支援事業者番号 1435300759

TEL.044-455-7332

営業時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分
※祝祭日・年末年始を除く



サービスの地域



運営

MEDIKASIA メディックスエイジア株式会社

訪問看護 のご案内

訪問看護ステーション ふわり

介護保険指定事業者番号 1465390133

〒213-0002

神奈川県川崎市高津区二子 5-11-16 プロヴァンス 201

TEL.044-455-7087 FAX.044-455-7028

営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※祝祭日・夏季休暇・年末年始を除く



訪問看護ステーションのしくみ

訪問看護は、医師の診療を受けている患者様が日常的な看護が必要である場合に受けることができるサービスです。訪問看護ステーションの看護師が医師の指示に基づきお宅に伺って看護をします。看護師は患者様の状態を報告することで医師との連携をはかります。

訪問看護のサービス内容

1. 医師の指示に基づく医療的な処置

医師の指示に基づき、褥瘡（床ずれ）の防止や手当て、各種カテーテル管理などをおこないます。

2. リハビリテーション

障害を受けた方の機能回復や現状が維持できるような指導をおこないます。関節の拘縮予防、歩行訓練、呼吸法の指導、嚥下指導などのリハビリテーションをおこないます。

3. 諸機関との調整や連携

主治医の先生への報告や連携、サービス提供機関、ケアマネジャーさんへの報告や連携、調整をおこないます。

4. 症状の観察や判断

血圧・体温の測定や、身体状況、病状などを観察し、必要に応じて主治医の先生への報告や処置等の判断をおこないます。

5. 各種介助

看護師による入浴、洗髪、食事、清拭、排泄、移動などの生活上の介助をおこないます。

6. 在宅介護のアドバイス

介護についてのアドバイスやご相談、機器などのご質問にお答えします。

ご利用料金

訪問看護・介護予防訪問看護にかかる共通基本料金（利用者負担1割分の場合）

①基本料金	サービス1回あたりの料金	
	所要時間	報酬単位
（ ）内の金額は利用者様1割負担額を円に換算したものです。ただし、小数点以下は切り捨てになるので1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差がでます。	30分未満	463単位(515円)
	30分以上、1時間未満	814単位(906円)
	1時間以上、1時間半まで	1,117単位(1,243円)

※准看護師訪問の場合は90/100料金(減算)になります。

②加算(付加料金)	所要時間 他 条件	報酬単位
初回加算	初回訪問看護を行った月に算定	300単位/回(334円)
退院時共同指導加算	退院後の初回訪問看護の際に1回算定。(特別管理加算対象者は2回まで)	600単位/回(668円)
複数名訪問加算	所要時間 30分未満	254単位/回(283円)
	所要時間 30分以上	402単位/回(447円)
緊急時訪問看護加算	利用者様、家族様等から電話等により看護に対する意見を求められた時に常時対応でき、必要に応じて計画的に訪問することになっていない緊急な場合に訪問を行う場合(同意を得た場合)	540単位/回(601円)
看護体制強化加算	次に掲げる基準のいずれにも適合すること ①算定が開始する月の前3月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 ②算定が開始する月の前12月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ③算定が開始する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。(介護予防を除く)	300単位/回(334円)
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に対して、1時間30分を超える訪問看護を行った場合、所定料金に加算。	300単位/回(334円)
特別管理加算Ⅰ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態 他	500単位/回(556円)
特別管理加算Ⅱ	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態 等	250単位/回(278円)
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,000単位/回(2,224円)

☆ご利用者負担1割分の計算方法

①、②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12円=〇〇円(1円未満切り捨て)
〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(ご利用者負担)

運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
死後の処置料	1回につき20,000円	訪問看護サービス利用者に限る
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（川崎市高津区、宮前区、及び中原区）にお住いの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、看護職員が訪問する為の交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。 ・通常の事業の実施地域を超えた地点から、概ね1kmにつき50円

通常のサービス提供を超える費用

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護保険報酬の告示上の額と同等とします	区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合など介護保険枠外のサービスです。

その他、必要な衛生材料が自費となる事があります。

訪問看護利用料金（医療保険利用時）

※保険の種類によってご負担金異なります。詳しくはお問い合わせください。

訪問看護管理療養費	月の初日	7,400円
	2日目以降の訪問	2,980円
訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円

加算について

24時間連絡体制加算	1月につき、2,500円
24時間の電話連絡可能な体制にあり、必要に応じて相談等を行う体制を希望され、お申込みいただいた方に対し、体制を整え緊急時専用の電話番号をお伝えいたします。	
特別管理加算Ⅰ	1月につき、5,000円
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態。	

上記以外の特別管理加算Ⅱ	1月につき、2,500円
複数名訪問看護加算	週に1回(正看護師 4,300円 准看護師 3,800円 看護補助 3,000円)
訪問看護ターミナル療養費	20,000円
訪問看護情報提供療養費	1,500円
緊急訪問看護加算(計画外の緊急訪問時)	2,650円
退院時共同指導加算	6,000円
在宅患者連携指導加算	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円

医療保険対象外サービス実費ご利用料

サービス内容		料金	
交通費	当事業所の通常の事業の実施地域（川崎市高津区、宮前区、及び中原区）にお住いの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、看護職員が訪問する為の交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。 ・通常の事業の実施地域を超えた地点から、概ね1kmにつき50円	実費	
休日・時間外利用料	平日	延長料金	30分毎に 2,000円
		早朝(6:00~9:00)	2,000円
		夜間(17:00~22:00)	2,000円
	深夜(22:00~6:00)	1訪問につき	5,000円
		1訪問につき	4,000円
休日	早朝(6:00~9:00)	4,000円	
	日中(9:00~17:00)	3,000円	
	夜間(17:00~22:00)	4,000円	
深夜(22:00~6:00)	5,000円		
長時間利用料	2時間を超えサービスを提供した場合、超過30分につき	5,000円	
在宅以外での訪問看護	1時間まで	10,000円	
死後の処置	訪問看護利用者に限る	20,000円	
キャンセル料	サービス利用日前日17:30までにご連絡いただいた場合、または、利用者様の病状の急変など緊急をやむを得ない事情がある場合は不要です。上記以外の場合、実費2,000円		